

令和2年度以降の副食費の公定価格の取扱いについて

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収については、10月31日に開催された「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場（PDCA協議会）」（衛藤・内閣府特命担当大臣（少子化対策）、萩生田・文部科学大臣、加藤・厚生労働大臣、飯泉・全国知事会会長、立谷・全国市長会会長、荒木・全国町村会会長で構成）において、これまでの国と地方の協議を踏まえた決定事項として、保護者負担額が4,500円であることについて、内閣府特命担当大臣（少子化対策）も改めて確認したところである。

このことを踏まえ、国においては、令和2年度以降も保護者が負担する副食費相当額が4,500円から増額となることのないよう、必要な財源を確実に確保したうえで、公定価格の見直しにおいて適切に措置すること。あわせて、保育所等に対して、保護者負担を増額することのないよう、周知・徹底すること。

なお、栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実については、公定価格全体の見直しを踏まえ、必要となる財源を別途確保し、4,500円が増額とならないことを前提として、市町村実務検討チーム等において都市自治体と協議したうえで、実施すべきものであること。

令和元年11月26日

全 国 市 長 会